

答申行政第67号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成28年5月13日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成22年度・23年度・24年度・25年度に請求人が〇〇県民局健康福祉課事業者第一班へ行った、〇〇市社会福祉協議会居宅介護支援事業所〇〇〇〇に対する苦情・通報に関する記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号及び第3号に規定する情報を開示することになるため、条例第10条の規定に基づき、存否を明らかにせず開示請求を拒否する本件処分を行い、平成28年5月23日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成28年5月29日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成28年7月13日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は法及び条例等の解釈適用を完全に誤ったものである。

条例第9条の規定により裁量的開示されるべきである。条例第7条第2号イ・ロ・ハの規定に当たるので開示すべきである。条例第7条第3号イ・ロ・ハの規定に当た

るので開示すべきである。苦情・通報があったことが明らかになったところで当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることはない。条例第9条の規定によりむしろ積極的に違反事業所名は公表すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

当該審査請求は、特定の個人（請求人）が行った苦情・通報に関する記録を求めるものであることから、開示請求のあった公文書の存否を答えるだけで、特定の個人が苦情・通報を行ったという、条例第7条第2号に規定する非開示情報である個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの）を明らかにすることとなるため、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで非開示としたものである。

なお、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、条例における開示請求では何人に対しても同様の回答をすることを前提としているため、第三者からの開示請求と同様に取り扱われ、非開示情報となるものである。

また、当該開示請求は、特定の法人が経営する居宅介護支援事業所に対する苦情・通報に関する記録を求めるものであることから、開示請求のあった公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第3号に規定する法人の事業活動情報（法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの）を明らかにすることとなるため、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、「平成22年度・23年度・24年度・25年度に請求人が〇〇県民局健康福祉課事業者第一班へ行った、〇〇市社会福祉協議会居宅介護支援事業所〇〇〇〇に対する苦情・通報に関する記録」（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されて

いる情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」ことを定めている。

(4) 条例第10条（存否応答拒否）の規定について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」ことを定めている。

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件処分は、実施機関が本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号及び同条第3号に規定する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否か、及び存否を明らかにしないで非開示決定したことが適当であるかについて、具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

審査請求のあった公文書は、特定の個人（請求人）が行った苦情・通報に関する記録である。特定の個人が苦情・通報を行ったという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文の規定に該当する。また、当該情報は、その内容及び性質から同号ただし書イ、ロ又はハのいずれの規定にも該当しないと認められる。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

審査請求のあった公文書は、特定の法人が経営する居宅介護支援事業所に対する苦情・通報に関する記録でもある。特定の法人が経営する居宅介護支援事業所に対して苦情・通報があったという情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであると認められることから、条例第7条第3号本文の規定に該当する。また、当該情報は、その内容及び性質から、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれの規定にも該当しないと認められる。

(3) 条例第10条（存否応答拒否）該当性について

条例第10条は、通常、開示請求に対しては当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合を定めたものである。

本件開示請求のように「特定の個人が、特定の法人の経営する事業所に対して苦情・通報したこと」を前提とした請求が行われた場合、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が、特定の法人の経営する事業所に対して苦情・通報を行ったという事実の有無を明らかにする結果となるものと認められる。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、上記（1）及び（2）で判断したとおり、条例第7条第2号及び同条第3号に規定する非開示情報を開示することとなることから本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであると認められる。

(4) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

条例第9条は、条例第7条により非開示とされる情報であっても、開示することによる利益が非開示とすることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

審査請求人は、条例第9条の規定により開示されるべきであると主張するが、本

件対象公文書の存否に関する情報は、上記（３）のとおり、条例第７条第２号及び第３号の非開示情報に該当するものであり、もし仮に、本件対象公文書が存在するとした場合、開示することによって得られる利益が、その個人情報及び法人の事業活動情報を非開示とすることによって保護される利益に優越するとはいえず、同条を適用する必要性は認められない。

４ 結論

以上により、実施機関が行った本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は、妥当であると認められることから、「第１ 審査会の結論」のとおり判断した。

第６ 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成２８年 ７ 月 １ ３ 日	実施機関から諮問を受けた。
平成２８年 ８ 月 ２ ４ 日 (審査会第１回目)	事案の審議を行った。
平成２８年 ９ 月 ２ ０ 日 (審査会第２回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成２８年 １ ０ 月 １ ４ 日 (審査会第３回目)	事案の審議を行った。
平成２８年 １ １ 月 ８ 日 (審査会第４回目)	事案の審議を行った。
平成２８年 １ ２ 月 １ ４ 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。